

第二偕楽園ホームサービス付き高齢者向け住宅 管理規程

1 目的

この規程は、社会福祉法人一誠会が設置する第二偕楽園ホームサービス付き高齢者向け住宅（以下「本住宅」という。）の管理、運営並びに利用に関する事項を定めたもので、入居者及び来訪者（以下「入所者等」という。）が快適で心身とも充実、安定した生活を営むことに資するとともに、本住宅の良好な生活環境を確保することを目的とします。

2 遵守義務

- (1) 本住宅は、入居契約書及びこの規程に従って管理運営を行い、良好な環境の保持に努めるとともに入居者に対する各種サービスを提供します。
- (2) 入居者等は、この規程を遵守し、良好な環境の保持に努めるものとします。

3 入居対象者

入居対象者は、60歳以上の方又は要介護認定を受けられている方です。

4 入所定員及び居室数

本住宅の入所定員及び居室数は、次のとおりです。

- (1) 入所定員 12人
- (2) 居室数 12室 (18.63 m²)

5 職員の職種、配置数及び職務内容

本住宅の職員の職種、配置数及び職務内容は、次のとおりです。なお、職員の配置数については、入居者状況等により変動することがあります。

職 種	人数	勤 務 形 態	職 務 内 容
管理者	1	常 勤 特別養護老人ホームと兼務	事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
生活支援員	5	非 常 勤	状況把握サービス及び生活相談サービスを提供する

6 管理運営業務

本住宅は、次の管理運営業務を行います。

- (1) 敷地及び施設の維持、補修、管理、清掃、消毒及び廃棄処理等に関する

業務

- (2) 建物設備についての定期点検、補修並びに取替え等に関する業務
- (3) 入居者に対する各種サービスの提供業務
- (4) 帳簿の作成及び記録の保存業務
- (5) サービスの提供等に係る損害賠償に関する業務
- (6) 防災・防犯に関する業務
- (7) 広報・連絡及び渉外に関する業務
- (8) 職員の管理と研修
- (9) 入居者への業務の報告
- (10) 地域との協力

7 居室及び共用設備等の利用に当たっての留意事項

居室及び共用設備等の利用に当たっての主な留意事項は、次のとおりです。

- (1) 他の入居者等の迷惑となる行為は禁止です。
- (2) 本住宅の建物や設備に損害を与える危険性のある行為は禁止です。
- (3) 原則として、建物内は、禁煙です。
- (4) 居室及び共用設備等の使用には十分注意をし、清潔を保つこととします。

8 居室の維持・補修

本住宅は、居室等を定期的に検査し、保全上必要と認めたときは、本住宅が設置したものについては、自ら補修します。入居者等は、本住宅が行う維持、補修に協力するものとします。ただし、入居者等が故意又は過失或いは不当な使用により、居室等を損傷又は汚損したときは、これらの補修に要する費用は入居者等の負担とします。

9 サービスの内容及び費用負担の内訳

(1) 家賃等

内 訳	金 額
賃料	60,000 円
共益費	27,000 円
光熱水費	共益費に含む

※1 か月に満たない期間の賃料及び共益費は、1 か月を 30 日として日割り計算した額とします。

(2) 状況把握・生活相談サービス

<p>【状況把握サービス】 毎日2回、居宅を訪問し声掛けを行います。 夜間においては、緊急通報があった場合、速やかに待機職員が駆け付けます。</p> <p>【生活相談サービス】 日中随時受付、日常生活における心配事、悩み等に支援員が相談対応します。 相談内容に応じて、専門機関を紹介します。</p>	月額 27,000 円
---	-------------

※ 1か月に満たない期間の状況把握・生活相談サービス料金は、1か月を30日として日割り計算した額とします。

(3) その他選択制の生活支援サービス

サービス名	内容	金額
食事提供サービス	原則として、1日3食の食事を食堂において提供します。 (朝食7時30分～、昼食12時～、夕食18時～)	日額 1600 円 (朝食 350 円、昼食 650 円、夕食 600 円)

(4) 介護サービス

本住宅は、介護保険法に基づく介護サービス(以下「介護サービス」という。)の提供は行いません。介護サービスの提供が必要な場合は、入居者が個々に訪問介護事業所等と契約し、介護サービスの提供を受けることとなります。

(5) 費用の改定

消費者物価及び人件費等を勘案の上、運営懇談会等の意見を聴いて改定します。

(6) 支払方法

前項の家賃等及びサービス費用の支払いについては、入居者宛に費用項目の明細を添付の上、毎月10日までに請求します。本住宅は、これに基づき原則としてその金額を銀行口座から毎月15日に自動引き落としします。

その場合、賃料及び共益費以外は、消費税及び地方消費税を加算していただきます。

10 医療を要する場合の対応

入居者に急な発病・発作等の緊急事態が起きた時は、速やかに主治医又は協

力機関に連絡する等の適切な措置を行います。また、入居者等の希望する連絡先に緊急連絡する等の対応を行います。

11 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の手続き

- (1) 身体拘束は原則禁止としており、三原則（切迫性『利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い』・非代替性『身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない』・一時性『身体拘束その他の行動制限が一時的なものである』）に照らし、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、入居者の身体状況に応じて、その方法、期間（最長で1ヶ月）を定め、それらを含む入居者の状況、行う理由を記録する。また、家族等へ説明を行い、同意書をいただきます。（継続して行う場合、概ね1ヶ月毎に行います）
- (2) 経過観察及び記録を行います。
- (3) 2週間に1回以上、ケース検討会議等を開催し、入居者の状態、身体的拘束等の廃止及び改善取組等について検討します。
- (4) 1ヶ月に1回以上、身体拘束廃止委員会を開催し、施設全体で身体拘束等の廃止に取り組みます。

12 非常災害対策

本住宅は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該計画に基づく次の業務を実施します。

- (1) 消火、通報及び避難の訓練(年二回)
- (2) 消防設備、施設等の点検及び整備
- (3) 職員の火気の使用又は取扱いに関する監督
- (4) その他防火管理上必要な業務

13 金銭管理

本住宅は、原則、金銭管理は行いません。

14 秘密保持等

本住宅は、業務上知り得た入居者等の秘密を保持します。また、本住宅の職員であった者に、業務上知り得た入居者等の秘密を保持させるため、本住宅の職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。

15 運営懇談会

入居者等の意見、要望を管理・運営に反映させ、業務を円滑に行うため、本

住宅の職員及び入居者又はその身元引受人からなる「第二借楽園ホームサービス付き高齢者向け住宅運営懇談会」(以下「懇談会」という。)を設置します。懇談会は、原則として、年1回開催するものとし、懇談会の開催通知は、書面連絡及び館内掲示等により行います。

16 苦情処理

- (1) 入居者等は、本住宅に関して、いつでも苦情を申し立てることができます。
 - ①本住宅受付窓口 担当者 菊池 電話 042-691-1866
 - ②行政機関その他受付機関
 - ・八王子市高齢者いきいき課 電話 042-620-7243
- (2) 入居者等からの苦情については、苦情対応マニュアルにより、迅かつ誠実に対応します。

17 事故発生時の対応

- (1) 本住宅は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村及び入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。
- (2) 本住宅は、サービスの提供に伴って、本住宅の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、やかに損害賠償を行います。
- (3) 本住宅は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入します。

18 個人情報の保護

- (1) 本住宅は、入居者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。
- (2) 本住宅が得た入居者の個人情報については、本住宅でのサービスの提供以外の目的では原則利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて入居者又はその代理人の了解を得るものとします。

19 管理規程の改定

この規程の改定については、懇談会等の意見を聴くものとします。

附 則

この規程は、平成30年9月13日から施行します。